

室内空気質汚染問題に関する調査研究 (その1 アンケートによる法律の認知度調査)

正会員 ○瀬川忍¹
非会員 田崎和江²

シックハウス・シックスクール 認知度 建築基準法の改正
学校環境衛生の基準 住宅性能表示制度 相談先

1.はじめに

近年、室内空気質汚染が問題となり、一般市民にはシックハウスやシックスクールとして知られている。室内空気質汚染対策として、2000年10月には住宅性能表示制度にシックハウス対策の検査項目が設けられたほか、2002年2月に学校環境衛生の基準が改正され、2003年7月には建築基準法が改正された。しかし、一般市民から寄せられる相談からは、室内空気質汚染の正しい知識が不足しているだけでなく、これらの法律や公的機関の相談窓口があることを知らない傾向が伺われた。そこで、主として一般市民を対象としたアンケート調査を実施し、いくつかの知見が得られたので報告する。

2.調査方法

2.1 調査期間

2003年10月1日～2003年12月31日

2.2 調査方法と回収数

回答者の合計数は845人であった。内訳は、公募で集まった協力者が配布したアンケートに回答した人が646人(76.5%)。ホームページ上に掲載したアンケートに回答した人が49人(5.8%)。アレルギーの会全国連絡会の会報誌に掲載したアンケートに回答した人が57人(6.7%)。アレルギーやシックハウスに関する講演会会場で配布したアンケートに回答した人が93人(11.0%)であった。

3.アンケートの集計結果

3.1 回答者の分類

回答者の男女比は、女性が557人(65.9%)であり、男性は288人(34.1%)であった。また、回答者の年代別分類を表1に、職業別分類を表2に示す。この結果、年代別分類では、住宅購入が最も多いといわれる30才代が248人(29.3%)、次の40才代が238(28.2%)であり、合計すると57.5%であった。さらに、職業別分類では、建築関係者(設計事務所、建築関係、建材・設備関係)は79人(9.3%)であり、建築関係以外(以下、一般という)は766人(90.7%)であった。なお、一般回答者の本人、又は家族

表1 年齢別分類(人)

回答	回答数	割合
20才未満	29	3.4
20才代	109	12.9
30才代	248	29.3
40才代	238	28.2
50才代	139	16.4
60才以上	80	9.5
未記入	2	0.2
合計	845	100.0%

表2 職業別分類(人)

回答	回答数	割合
建築関係者	79	9.3
官公庁	48	5.7
研究・教育機関	87	10.3
学生	55	6.5
主婦	270	32.0
上記以外の職業	277	32.8
未記入	29	3.4
合計	845	100.0%

のアレルギー患者有無の分類を表3に示す。この結果、

回答者本人、又は家族らに「アレルギー患者がいる」と回答したのは483人(63.1%)であり、「アレルギー患者はない」が277人(36.1%)であった。

表3 アレルギー患者の有無(一般)

回答	回答数(割合)
いる	483人(63.1%)
いない	277人(36.1%)
未記入	6人(0.8%)
合計	766人(100%)

3.2 シックハウス(シックスクール)症候群の認知度

一般の回答から、シックハウス(シックスクール)症候群の認知の集計結果を表3に示す。この結果、「知っている」の回答者は699人(91.2%)であった。また、「知っている」の回答者をアレルギー患者の有無で分類すると、「アレルギー患者がいる」は449人(64.2%)であり、「いない」は244人(34.9%)であった。

表4 シックハウス(シックスクール)症候群の認知度(一般)

回答	回答数(人)	割合(%)	アレルギー患者の有無	回答数(人)	割合(%)
				いる	ない
知っている	699	91.2	いる	449	64.2
			ない	244	34.9
			未記入	6	0.9
知らない	65	8.5			
未記入	2	0.3			
合計	766	100.0			

3.3 アレルギー改善等の広告・説明について

「家を直せばアレルギー等が良くなる、改善するといった広告を見た、又は、説明を受けたことがあるか」の一般の回答を集計した結果を表5に示す。この結果、一般の回答では、「ある」が384人(50.1%)であり、さらに、「ある」の回答者を「アレルギー患者の有無」で分類すると、「アレルギー患者がいる」が284人(64.6%)、「いない」が136人(35.4%)であった。この結果から、「アレルギー患者がいない」場合でも、「アレルギー等が良くなる、改善する」等の広告を見たことがある、又は、説明を受けたことがあることが明らかになった。また、建築関係者(79人)の集計結果では、「ある」が50人(63.3%)、「ない」が29人(36.7%)であり、「ある」と回答した割合が一般より多い結果であった。

表5 アレルギー改善等の広告・説明について(一般)

回答	回答数(人)	割合(%)	アレルギー患者の有無	回答数(人)	割合(%)
				家族に患者がいる	家族に患者はない
ある	384	50.1	家族に患者がいる	248	64.6
			家族に患者はない	136	35.4
ない	379	49.5			
未記入	3	0.4			
合計	766	100.0			

3.4 住宅性能表示制度の認知度

2000年10月に始まった住宅性能表示制度の認知についての集計結果を表6に示す。この結果、建築関係者の51人(64.6%)が「知っている」と回答したのに対し、一般は139人(18.1%)であった。また、建築関係者の20人(25.3%)が「知らない」と回答した。

表6 住宅性能表示制度の認知

回答	回答数 (人)	割合 (%)	建築関係 者(人)	割合 (%)	一般 (人)	割合 (%)
知っている	190	22.5	51	64.6	139	18.1
知らない	619	73.3	20	25.3	599	78.2
未記入	36	4.3	8	10.1	28	3.7
合 計	845	100.0	79	100.0	766	100.0

3.5 学校環境衛生の基準改訂の認知度

学校環境衛生の基準改訂(2002年4月)に伴う、学校施設内の室内化学物質濃度測定の義務化についての認知の集計結果を表7に示す。この結果から、①建築関係者、②研究・教育機関、①②以外のいずれも、4～約6割が、学校施設内の室内化学物質濃度測定の義務化を「知らない」ことが明らかになった。

表7 学校環境衛生の基準の改訂の認知

回答	回答 (人)	割合 (%)	建築 関係 ①(人)	割合 (%)	研究 教育 ②(人)	割合 (%)	①② 以外 (人)	割合 (%)
知っている	346	40.9	37	46.8	40	46.0	269	39.6
知らない	476	56.3	34	43.0	44	50.6	398	58.6
未記入	23	2.7	8	10.1	3	3.4	12	1.8
合 計	845	100.0	79	100.0	87	100.0	679	100.0

3.6 改正建築基準法(いわゆるシックハウス法)の認知度

2003年7月に施行された改正建築基準法(いわゆるシックハウス法)の認知についての集計結果を表8に示す。

表8 改正建築基準法(シックハウス法)の認知

回答	回答数 (人)	割合 (%)	建築関 係(人)	割合 (%)	一般 (人)	割合 (%)
知っている	346	40.9	60	75.9	286	37.3
知らない	476	56.3	14	17.7	462	60.3
未記入	23	2.7	5	6.3	18	2.3
合 計	845	100.0	79	100.0	766	100.0

この結果から、建築関係者は60人(75.9%)が「知っている」と回答したのに対し、一般では286人(37.3%)であり、一般の認知度が低いことが明らかになった。また、建築関係者の17.7%が「知らない」と回答していることも注目される。さらに、「知っている」の346人の中で、家族にアレルギー患者が「いる」の回答者は211人(61.0%)であり、「いない」は135人(39.0%)であった。

3.7 シックハウスの相談先

シックハウスの相談先に関する集計結果を表9に示す。この結果から、「自分の家を工事した住宅会社」の回答者は、一般が415人(37.9%)であるのに対し、建築関係者は30人(27.0%)と、10.9%少ない結果となった。「保健所」を相談先として回答した人は、一般が83人(7.6%)であり、建築関係者は9人(8.1%)と低い結果であった。さらに、

「県や市など行政の住宅課」を選択した人は、一般は136人(12.2%)、建築関係者で10人(9.0%)であり、患者中心のシックハウス団体(18.0～21.6%)より低い結果であった。

表9 シックハウスの相談先(複数回答あり)

回 答	建築関 係者(人)	割合 (%)	一般 (人)	割合 (%)
自分の家を工事した住宅会社	30	27.0	415	37.9
他の住宅会社	5	4.5	25	2.3
保健所	9	8.1	83	7.6
弁護士	2	1.8	14	1.3
患者中心のシックハウス団体	20	18.0	237	21.6
建築会社など業者中心の シックハウス団体	22	19.8	136	12.4
県や市など、行政の住宅課	10	9.0	134	12.2
その他	7	6.3	35	3.2
未記入	6	5.4	17	1.6
合 計	111	100.0	1096	100.0

4. 考察とまとめ

①「シックハウス(シックススクール)症候群」は回答者の9割が「知っている」と回答し、認知度が高いことが明らかになった。

②一般、建築関係者の半数以上が「アレルギー改善等の広告・説明」を見た、或いは聞いた経験があった。

③住宅性能表示制度は、建築関係者の6割以上が「知っている」と回答したが、一般は2割以下であることから、職業の違いが認知度に影響していたといえる。

④学校環境衛生の基準改訂については、「知っている」の回答者は、全ての職業で半数以下であり、職業の違いは認知度にあまり影響していない。

⑤改正建築基準法(シックハウス法)は、建築関係者は75.9%と認知度が高いが、一般は37.3%と低い結果であり、職業の違いが認知度に影響していた。

⑥①～⑤については、本人、又は、家族のアレルギー疾患の有無は集計結果に影響していなかった。

⑦シックハウスの相談先として「保健所」や「県や市の住宅課」を選んだ人は、7.6%～12.2%と低い結果であり、相談先として認知されていないことが分かった。

以上の結果から、「シックハウス(シックススクール)症候群」の認知度は高いが、関係する法律や公的機関の相談窓口の認知度が低いことが明らかであり、広く一般市民に知らせ正しく運用される方法の検討が必要である。また、住宅を直すことがアレルギー等の改善に有効であるという誤解があることから、正しい知識の普及が必要であり、その方法の一つとして、公的機関の相談窓口に、専門知識を持つ相談員の配置を期待したい。

【謝辞】本調査は、(社)住宅生産団体連合会の平成15年度住宅関連環境行動助成事業の一部として実施された。また、本アンケート調査にご協力頂いた方々と、関係者の皆様に厚く御礼申し上げる。

【参考文献】1)新田美千代、瀬川忍：北陸地方における住宅会社のシックハウスに関する情報提供の実際、平成15年度室内環境学会総会講演集 p36-p39(2003)、2)池田耕一、塩津弥佳：IAPOC 主催講習会で実施したアンケート調査に見るシックハウス防止に関する建築業界の動向、日本建築学会大会学術講演梗概集(東海), P863-864(2003)、3)牧野国義：室内環境問題への行政対応の現状、室内環境学会誌 VOL.6 NO.1, P 27-34(2003)。

*1 金沢大学大学院自然科学研究科 理修

*2 金沢大学大学院自然科学研究科 教授 理博

*1 Kanazawa University Graduate school of Natural Science & Technology, M. Sci.

*2 Kanazawa University Graduate school of Natural Science & Technology, Professor, Dr. Sci.